因島水軍ふるさと商品券　加盟店登録申請用紙

因島商工会議所では、因島地域商業活性化事業として商工会議所と管内で事業を行う事業者が一体となり、地域経済活性化のために、贈って喜ばれ、貰って嬉しい商品券の発行を行っております。

　弊所では、商品券を利用できる加盟店の募集を随時行っております。下記取扱事項をよくご確認頂き、事業所様情報を記入の上メール、FAX、又は弊所事務所までご持参お願い致します。

○加盟店要件

　■加盟対象：因島商工会議所の会員であり、飲食・小売・宿泊業・生活関連事業において消費者に直接販売又はサービス、建築（新増築を除くリフォームなど）を行う事業所である事。

　■換金手数料：地元資本（旧因島市内）又は因島で事業を営む個人事業主　⇒　1％

　　　　　　　　大型店（地元資本除く）又は因島外の資本の会社　⇒　3％

　■換金期間：随時

　■換金場所：因島商工会議所

加盟店登録申込記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名/屋号 |  |
| 代表者名 |  |
| 本店登記住所(法人のみ) |  |
| 資本金(法人のみ) |  |
| 店舗所在地住所 |  |
| 電話番号 |  |
| 主たる業種 |  |
| 主な取扱商品 |  |

※本情報は加盟店名簿へ掲載します

○商品券利用にあたっての注意事項

　①券面より少額の取引の場合、釣銭のお渡しはお控えください。

　②本商品券と紙幣の交換はできません。

　③本券は次に該当する物に使用できません

　　・換金性の高いもの（ビール券、切手、プリペイドカード等）

　　・加盟店を介しての通信販売等の支払い

　　・国、地方公共団体、公共料金への支払

　　・その他商品券利用が不適当と見受けられるもの

　　上記物品への使用が確認されました際は、加盟店登録を取消とさせていただきます。

　④本券の盗難、紛失又は既存に対して発行者は一切の責任を負いません。

　⑤お客様との商品、又はサービスの取引の際に万が一、返品、瑕疵、その他問題が生じた場合は当事者間にて解決お願いします。

上記内容を確認頂きましたら、下記に記名又は署名をお願い致します。

令和　　　年　　　月　　　日　法人名・屋号/代表者氏名